

平成 27 年 12 月 2 日
市) 市民生活部アイヌ施策課

札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付制度の運用見直しについて

札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付制度の運用見直しの経緯

償還金の滞納額（約 4 億 8,900 万円（平成 26 年度末時点）、累積償還率 75.1%）の縮減に向けて、納付折衝等の滞納整理事務の適切な実施に加え、貸付制度の運用の見直しを検討することとした。検討にあたっては、外部の有識者から意見を聴取し、これを踏まえて行うこととした。

札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付運用検討委員会の設置

アイヌ住宅貸付制度の運用の見直しの検討を行うにあたり、有識者の専門的見地からの意見を聴取するため、平成 27 年 7 月に設置した。

●構成

北星学園大学社会福祉学部 木下教授（委員長）
薄木・河口法律事務所 河口弁護士
住宅金融支援機構北海道支店 酒井副支店長

●検討経過

これまで、全 3 回の会議を開催し検討を行い、平成 27 年 12 月に各委員の意見を取りまとめた意見書の提出があった。

意見書の概要

●総論

- ・運用の見直しは、「新たな滞納の発生を抑制する観点」及び「債権の担保を図る観点」から行うべきである。
- ・ただし、貸付審査基準については、本貸付制度の借受者の相当数は金融機関からも併せて借受を行っており、金融機関の貸付審査も通過していること等から、大きな問題点があるとは考えられない。

●各論

- ・論点 1：借受人の収入要件（①「年間総所得が生活保護基準の年間額を上回っていること」、②「年間返済額が年間収入額の 25%を上回っていないこと」）が適切であるか

委員意見：①については、金融機関の基準との著しい格差はなく、加えて、本制度がアイヌ住民の厳しい生活実態を踏まえた福祉的な位置付けであることを考慮すると大きな問題はない。

②については、金融機関の基準と比較して、抑制的な水準となっており、特段の問題はない。

- ・ 論点 2 : 借受人の年齢制限を設けていないことの是非

委員意見：貸付・完済時点における何らかの年齢制限を検討すべきである。

- ・ 論点 3 : 同居人の収入合算に制限を設けていないことの是非

委員意見：学生のアルバイト収入等の合算は適当ではない。高齢者の収入の合算についても一定の制限を検討すべきである。また、収入合算者は、その責任を担保するため、連帯保証人とすることを検討すべきである。

- ・ 論点 4 : 違約金を徴収していないことの是非

委員意見：契約書に基づき、違約金は徴収することとしたうえで、申請により、必要と認める場合は、免除する等の運用に改めることを検討すべきである。

- ・ 論点 5 : 連帯保証人の重複保証、共保証を認めていることの是非

委員意見：人的担保の役割を十分に果たすことができないため、見直しを検討すべきである。一方、連帯保証人 2 名を確保することが困難な場合が多い実情に配慮し、十分な保証能力が確認できる場合は、1 名としても問題ない。

- ・ 論点 6 : 連帯保証人の収入要件（借受人に準じる）が適切であるか

委員意見：連帯保証人は、その者の収入額だけではなく、負債の支払状況も含めて考慮したうえでなお、債務負担能力を有することが必要である。

- ・ 論点 7 : 金融機関との併せ貸しを行う場合に、市の抵当権を第 1 順位としていないことの是非

委員意見：本貸付制度の貸付上限額のみでは、物件の購入費用を賄うことができないため、当該運用を認めないとした場合、事実上、本貸付制度が利用困難な制度となってしまうことから、当面、当該運用はやむを得ない。

- ・ 論点 8 : 現在の貸付金利（2%）が適切であるか

委員意見：市場金利の下降により、相対的に高金利となっており、本貸付制度を利用しづらいものとしている。事務コストなども勘案のうえ、金利を引下げることとも一方策である。

一方で、中長期を見通して、市場金利が再び上昇した場合には、元来低廉な本貸付制度の金利水準がセーフティネットとしての役割を担うものとして考えることもできる。

今後のスケジュールについて

意見書を踏まえて、今後、見直し（案）の検討を行い、平成 27 年度中に札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付要綱及び運用方針の改正を行う。